

【件名】

（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例の考え方について

【要旨】

（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例の考え方について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 条例の考え方

区民の方の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するため、区、区民、事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止に向けた施策等について定める。

《項目》

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 区の責務
- ④ 区民の責務
- ⑤ 事業者の責務
- ⑥ 公共の場所における喫煙の禁止等
- ⑦ 喫煙場所に講すべき措置等
- ⑧ 指導
- ⑨ 委任

2 意見交換会の実施

日 時	場 所
10月30日（木） 19時～	鷺宮区民活動センター
11月 2日（日） 10時～	中野区役所
11月 7日（金） 19時～	南中野区民活動センター

3 今後の予定

令和7年 12月	条例（案）に盛り込むべき事項の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和8年 3月	第1回定例会に条例（案）提案
3月～9月	周知期間
4月	公衆喫煙所設置助成の実施、巡回指導等の実施
10月	条例施行